

家電リサイクル法における収集・運搬料金のご案内

2001 年 4 月に施行された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）において、当社は特定家庭用機器の販売等を行うことから、同法が定める「小売業者」に該当します。同法第 13 条第 1 項で「小売業者」には、対象機器の収集・運搬が義務付けられているとともに、その収集・運搬料金を公表することが求められていることから、以下の通り料金をお知らせするものです。

なお、当社が販売等を行う対象機器はエアコンのみです。

収集運搬料金

対象機器	収集運搬料金(税別)* 1 台あたりの料金
エアコン	5,000 円

※税別表示となっていますので、別途消費税が課税されます。

※別途、製造メーカー等が定めた「リサイクル料金」の負担が発生します。

※上記料金は概算となります。以下のような場合は、上記料金から変更することがあります。

- ①離島・遠隔地での引き取りの場合。
- ②引き取り日時を指定される場合
- ③クレーンを用いる等、特殊な作業を伴う場合。
- ④機器の取り外し作業が必要となる場合。
- ⑤引き取り場所が 2 階以上で、エレベーターがない場合。
- ⑥その他の特殊な事情がある場合。